平成２３年（フ）第２１１４号
愛知県清須市西枇杷島町日の出15番地
破産者　藤田　峰雄
1　決定年月日　平成24年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５８８号
名古屋市緑区松が根台230番地の１　松が根台マンション709号原勝方
破産者　鈴木　久治
1　決定年月日　平成24年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８７６号
名古屋市中川区高畑３丁目88番地の３　高畑団地103号
破産者　櫻井　博康
1　決定年月日　平成24年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０９６号
広島県廿日市市大野中央１丁目11番24号
破産者　谷　美代子
1　決定年月日　平成24年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３６号
大分市錦町１丁目15番13号
破産者　米倉　孝義
1　決定年月日　平成24年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７２号
群馬県高崎市倉渕町水沼69番地１
破産者　近藤　信子
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３６５２号
神奈川県海老名市柏ケ谷967番地の１　719
破産者　眞山　和人
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７４４号
横浜市都筑区南山田３丁目１番34―203号
破産者　原田　勝彦
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５号
石川県能美市牛島町タ20番地、住民票上の住所石川県能美市宮竹町ホ３番地１
破産者　傳　　隆資
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第１９１号
岐阜県大垣市南若森町459番地
破産者　川瀬　和義
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第３２８号
京都市南区東九条西岩本町17番地１　岩本市営住宅308号
破産者　明石　寛人
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第４１８号
福井県越前市府中３丁目２番９号、旧住所福井県越前市本多１丁目13番14号　斎藤アパート
破産者　谷村　和子
1　破産債権の届出期間　平成25年１月11日まで
2　一般調査期日　平成25年１月22日午前10時
平成24年12月６日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３２３４号
大阪府守口市橋波西之町３丁目６番６号
破産者　竹中ヒサエ
1　破産債権の届出期間　平成25年１月11日まで
2　一般調査期日　平成25年２月18日午後３時30分
平成24年12月５日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第４１号
山口市下小鯖3836番地１　ハイツおの201、開始決定時の住所山口市大内御堀2070番地28
破産者　福本　善彦
異議申述期間　平成25年１月９日まで
平成24年12月５日
山口地方裁判所民事部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１００７０号
東京都渋谷区鶯谷町17―12
破産者　佐藤　喜代
免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
平成24年12月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００７１号
東京都渋谷区桜丘町29―10―414
破産者　佐藤　和民
免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
平成24年12月６日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２３号
群馬県前橋市東大室町150番地
清算株式会社　市光エンジニアリング株式会社
代表清算人　野村　一之
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２０４３号
東京都港区麻布十番１丁目７番１号
清算株式会社　株式会社ＫＯＢＵＮＯ
1　決定年月日　平成24年12月５日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部